公益社団法人熊谷市シルバー人材センター就業を禁止する規程

平成１７年４月１日
規　程　第　１　号

（目的）

第1条　公益社団法人熊谷市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）が就業の禁止をする規程を以下の通り定める。

（適用の範囲）

第2条　次の各号に掲げる者は就業を禁止する。

（1）　次のいずれかに該当する者

ア　病毒伝ぱのおそれのある伝染病の疾病にかかった者

イ　心臓、腎臓、肺等の疾病で病勢が著しく悪化するおそれのあるものにかかった者

ウ　ア及びイに準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

エ　アルコール中毒や薬物中毒の者、睡眠作用のある薬を服用又はアルコール摂取後短時間経過の者

（2）　本人の過失により就業中の事故（交通事故を含む）を起こした者

（3）　その他センターで指定した者

2　前項第1号アからウに該当した会員が禁止の解除を申請する場合、医師の診断書を添えて申し出なければならない。

3　会員は、過去に第1項第1号に該当した事がある場合、予めセンターにその旨申し出なければならない。

4　第1項第2号による就業の禁止は、事故原因の当該作業に限定する。

5　第1項第1号に起因する第1項第2号に該当した会員はセンターで扱う全ての職種の作業を禁止する。

6　第1項第3号による就業を禁止する場合、理事会の承認を要すると共に、センターはその理由を会員に通知しなければならない。

（職群班への通知）

第3条　センターは、前条に該当する会員が出た場合、直ちに当該職群班に通知しなければならない。

（罰則）

第4条　会員が、第2条に該当するにもかかわらず就業した場合、センターは無期限の就業停止等、必要な措置を講ずる事ができる。

（罰則の解除）

第5条　理事会は、相当と判断した場合、当該会員に対し罰則の軽減及び解除を行う事が出来る。

（改廃）

第6条　この基準の改廃は、理事会の承認を要する。

（委任）

第7条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この規程は、平成17年　4月　1日より施行する。

附　則

この規程は、平成22年　4月　1日より施行する。

附　則

この規程は、平成24年　4月　1日より施行する。